



## キャタピラー社と「災害時における復旧活動の応援協力に係わる覚書」を締結

滋賀県管工事業協同組合連合会（光田博会長）とキャタピラーウエストジャパン(株)西日本支社（大阪府茨木市・豊岡 良支社長）は6月3日、同県草津市の管工事業館会議室において、「滋賀県内の災害時における復旧活動の応援協力に係わる覚書」を締結した。

滋賀県内で地震・風水害等の大規模災害の発生時、応急復旧活動を迅速かつ円滑に遂行するため、キャタピラーウエストジャパン株式会社の県下及び近隣府県の各事業所が保有する機材を県連の会員団体に貸し出すことにより、被害の拡大防止と被災施設等の早期復旧を図ることを目的としている。

調印式には光田会長ら県連関係者とキャタピラー社からは古本尚吾レンタル中古車部長らが出席した。

同連合会は滋賀県と平成19年3月に締

結した「災害時における水道施設の応急復旧に係る応援協定」を踏まえて、災害時にライフラインを確保し重機使用による応急復旧活動を迅速かつ円滑に進めることが不可欠であり、平常時からレンタル機材や資材の調達・確保等について万全の支援体制を構築しておくことが重要であるとの判断から、覚書締結の運びとなった。

平成21年12月に全管連がキャタピラージャパン(株)と同様の協定を締結しており、都道府県ごとに各地の情勢に見合った効果的な資材提供による協力体制の構築を勧奨していることも後押しした。

覚書の有効期間は1年間で、以降1年ごとに更新していく予定となっている。

県連は13日付で、傘下11の会員組合宛に覚書締結を通知し、今後個別の協定書締結への検討を依頼した。



調印式での光田会長（左）と古本キャタピラーウエストジャパン(株)中古車部長

## 災害時における復旧活動の応援協力に係わる覚書

滋賀県管工事業協同組合連合会（以下「甲」という。）とキャタピラーウエストジャパン株式会社西日本支社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他による災害の発生時において、水道施設等の早期復旧を目指すため、応援協力に係わる覚書を交わし、その活動の一層の充実が図れるよう、友愛的な精神に基づき協力的な体制を築くものとする。

具体的には、大規模な災害が発生した場合における応援協力を迅速かつ円滑に遂行するため、甲の会員相互間で行なう応急復旧活動について、甲に所属する会員団体と乙の滋賀県下及び近隣府県の各事業所が、個々にその地域の情勢に見合った機材提供に関する協定書を任意に締結し、全面的に協力するものとする。

また、甲及び乙は、その締結後、あらかじめ応援協力のための連絡体制を整え、災害が発生した時は、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

この覚書の有効期限は、覚書締結の日から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申出が無い場合は、協定期間を1年延長するものとし、以後についてもこの例によるものとする。

この覚書成立を証するため、本書を2通作成し、記名押印の上各自1通保管する。

平成25年6月3日

甲 滋賀県管工事業協同組合連合会  
会長 光田 博 印

乙 キャタピラーウエストジャパン株式会社  
西日本支社長 豊岡 良 印